審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和４５年法律第１３７号
手続名	一般廃棄物処理施設の譲受け・借受け	根拠条項	法第９条の５

審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の５第２項のとおり。

受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間（当該期間　６０日には閉庁日を含めない） 標準経由期間　　－　　日	目次No.	5